

CMS Letter

日本色覚差別撤廃の会・会報 No. 33

2010年11月

日本色覚差別撤廃の会事務局

〒211-0004 神奈川県川崎市中原区新丸子東3-1100-12 かわさき市民活動センター気付

FAX 044-788-3509 HP <http://www.sakura.cc.tsukuba.ac.jp/~sgl/cms/>

専用メール cms-office@sakura.cc.tsukuba.ac.jp

色覚検査による差別撤廃の運動はわが国の人権意識覚醒の運動である。

会員 内野 和顕

私たちが嫌悪する石原式色盲検査表の表紙には「色盲検査表、Ishihara's test for color blindness」と記載されており、色盲、color blindness という語が用いられている。わが国では色盲や color blindness は偏見、差別に通じる暗く重苦しい言葉である。しかし自由、平等を掲げて独立を勝ち取った米国では「color blindness」は単なる単語の1つであり、なんら悪いイメージや偏見、差別を持つ言葉ではないと知ったのは今から二十数年前のことである。

著明な高血圧・心臓病学者である Frohlich 博士の下で働いていた私は、博士の運転するオープン・カーの助手席に乗せてもらい雑談をしていた。ある信号で止まったとき博士は言った。「私は color blindness なので、信号が少し見にくいときがある」と。「!？」というのが私の実感だった。色覚について話すことは日本では御法度であり、禁忌であった。しかし米国では色覚は気軽な日常会話の話題の1つにすぎないのだった。日本は特殊な国なのだとそのとき再認識させられた。

色覚検査による偏見、差別がはびこるのはひとえに日本人の人権意識が希薄なためだ。世界で初めて人間の自由、平等を宣言し、独立を戦いとった国である合衆国の人権意識と比べてわが国の人権意識は未だ覚醒していない。わが国では自分さえよければ、他人はどうでもよいとの意識がただよっていないか？ アメリカ独立戦争にはフランスからも多くの青年が参戦した。ラファイエットもその一人で帰国後のフランス革命においても重要な役割を果たしている。フランス人権宣言でも「人間の自由・平等・主権在民・言論の自由・私有財産の不可侵など近代市民社会の原理」が織り込まれた。アメリカの自由、平等のため戦ったラファイエットの功績をたたえて、アメリカ各地にいくつものラファイエットという名の都市がある。アメリカ人はラファイエットだけでなく、戦い取った自由、平等などの近代市民社会の原理も決して忘れることはない。そのためたとえ color blindness という言葉を使っても、なんら偏見も差別も生じないのである。

私も大学入試では色覚差別に大変苦労した。数多くの大学の色覚差別を調査した所では日本で初めて女性や旧制高校以外の傍系に門戸を開いたある歴史ある大学では、当時においても一切の色覚差別をしないと明記していたことに感銘を受けた。つまり人権意識が確立してこそ、色覚差別は生じないのである。色覚の差別を撤廃することは色覚にとどまらず全ての差別の撤廃に通じる。私たちの民主主義は敗戦によって得られたもので、アメリカやフランスのように私たち市民が自発的に得たものではないとよく言われる。私たちは色覚差別撤廃の運動は単に色覚のみに限定されず、わが国市民の人権意識の覚醒と向上に役立つ運動なのだということを認識しながら、色覚差別撤廃に向けて私たち当

事者は粘り強く、継続的に訴え、行動を続けて行く必要がある。

見づらい『ねんきん定期便』

幹事 羽岡 美智江

今年夫に届いた『ねんきん定期便』パンフレットを見た私（保因者）は、薄緑色の地に薄朱色の字が印刷されている部分の読みづらさに驚きました。9月の定例会で役員の方に見てもらい、配色を考慮したパンフレットに改善するをお願いをすることになりました。

以下がその大まかな経過です。

9月27日 ねんきん定期便専用ダイヤル（以下A）へ電話。電話の相手は「年金機構へこういう意見があったと上げます。」と応答。「その結果を知りたい。」と言うと、私の住所から「立川年金事務所（以下B）へ電話して下さい。」と言われ、Bへ電話。Bでは指摘した問題点がなかなか理解されず、結局「追って連絡しますから電話番号を。」との回答でした。

10月1日 Bから電話がないので私からBの同じ担当者へ電話すると、先日のことは頭にない様子。そこで、今回の問題指摘に対する経緯を、日本色覚差別撤廃の会の会報で報告すると話すと、再び「後日連絡します。」との回答でした。

10月4日 Bの担当者から電話があり、「内容は伝えてあるので、日本年金機構本部記録問題対策グループ（以下C）に電話して下さい。すぐ改善とはいかないかもしれないが、方向性はわかるのでは？」とのこと。Cの担当者の回答は、「リーフレットは全国に配布していて、すぐの改善は難しい。しかし、平成23年4月からの『ねんきん定期便』様式を審議中で、貴重な御意見を伝えます。」ということでした。

改善の申し入れをした結果、来年届く『ねんきん定期便』が、だれにもわかりやすいものとなっていることを願います。

〈新刊紹介〉 20人にひとりの遺伝子——色弱の子を持つすべての人へ

栗田正樹著 岡部正隆監修 北海道新聞社 2008年11月

13cm×19cm 157ページ 1429円＋税

新刊紹介と申し上げるには遅くなりましたが、類書の中では新刊と言ってよいでしょう。題目からお分かりのように本書は色弱の子をもつ親御さんを対象に書かれたという意味では類書の中では珍しい視点であると言えるかもしれません。とくにお母さん向けであるというのは言うまでもないことです。というのは、お子さんの色覚はお母さんからの遺伝で、そのことを承知しているお母さんの、あるいはそれを知ったときのお母さんの苦慮と心配はどのようなものかは、本会会員の皆さんのよくおわかりのところであるからです。題目に「20人にひとりの…」とあるのは、ご承知のように「男子の20人にひとり…」の意味ですが、そんな確率論からいうと、母親の「10人にひとり」は色弱の男子を産む可能性のある保因者です。数字的にはこれは「20人にひとり」より、女性自身にとってもっと由々しい問題です。このことは本書で一度ならず説明されていますが、それもお母さん向けの本書らしい特徴です。

そのようなお母さんが最も心配なさるのはお子さんの将来のことだと思いますが、それについては新刊紹介者として知恵のない話ではありますが、本書の巻末から著者、栗田さんと監修者、岡部さんの略歴を紹介したいと思います。もちろん（というべきか）お二人は色弱の当事者ですが、それにもかかわらず、またそれゆえにいろいろな曲折はあったにしても、お二人がどんなに立派なお仕事をなさっているか、したがってお子さんについてもご心配なく可能性を信じてくださいと言いたいからです。著者、栗田さんはデザイナーで、1953年のお生まれ。北大工学部金属工学科卒。早大理工学部大

学院建築学修士終了。設計事務所、IT 企業、CG 制作会社などを経て有限会社ソノーク設立、NPO 法人北海道 CUD 機構副理事長。北海道工業大学非常勤講師。全国で個展を開き、受賞歴に 95 年、目黒雅叙園アートプライズ大賞など。監修者、岡部さんは東京慈恵会医科大学教授で、1969 年のお生まれ。NPO 法人 CUD 機構監事。東京慈恵会医科大学医学部卒業、同大学大学院博士課程修了。国立遺伝学研究所助手、ロンドン大学キングスカレッジ MRC 発生神経生物学研究客員講師などを経て現職。なお CUD はカラー・ユニバーサル・デザインの略称です。

本書は色弱の子をもつすべてのお母さんに向けて話しかけられたものですが、「あとがき」によれば、同時に著者ご自身のお母さんに感謝の気持ちをもって捧げられたものでもありました。

(金子隆芳)

〈資料〉 昭和 12 年の東京朝日新聞に掲載された「色盲」の相談

色覚異常への偏見を広めるのに、新聞などのメディアが果たした役割が大きいと思われます。昭和 12 年といえば今から 73 年前ですからずいぶん昔のことになりますが、東京朝日新聞に「色盲」のために就職試験で不合格になった人の相談とそれへの回答が掲載されました。そしてその翌年には、「色盲」の弟の進路を心配する姉の相談が掲載されました。これら記事が載ったのは家庭欄の「相談応接室」のコーナー。回答したのは東京文理科大学教授で同大学教育相談部長の田中寛一でした。

このような新聞記事が世間一般の色覚異常への偏見を生み、そして色覚異常のための就職差別は当然とする風潮を生んだのでしょう。当事者にとって決して読んで楽しい記事ではありませんが、貴重な資料と思われるので掲載します。掲載にあたり、旧字・旧かなづかいを現在一般に使われている字体・表現に変えました。

(編集部)

問 色盲で就職試験不合格

私は田舎の中学校を卒業するとすぐ鉄道省の就職試験を受けましたところ、学科試験には通過しましたが、色盲のために不合格となりました。またある会社にも履歴書を出しましたが、やはり色盲が関係して駄目でした。

身体はあまり強健でなく、筋骨薄弱の方です。この非常時に徒食するのも心苦しく、適職を得たいと思いますがどんな職業が良いでしょうか。また学問をすれば、どんな学科が良いでしょうか。

(迷える者)

答 色盲者にできる仕事

あなたの問は職業選択に関するものとしては簡単すぎます。あなたの年齢、家庭の経済状況、学業成績、得意の学科または技能、趣味等が判明しないので具体的には申しかねますが、一般の色盲者の職業選択としてお答えします。

色盲には全部色盲と一部色盲とがあり、一部色盲では紅緑色盲が多いようです。全部色盲は極めてまれですが、一部色盲は男子では、百人中四ないし五名の割合です。一般に色盲の方は、ご承知のように特定の色の弁別力に欠陥がありますから、色彩や陰影を詳細に区別しなければならぬ作業や信号を識別する業務には適しません。例えば、鉄道従業員、船員、軍人、小学校教師、美術工芸に関する職業、染色工業、ガラス工業、印刷工業方面等には不適當です。

しかし、世の中には、厳密な色の弁別を必要としない学問も職業もたくさんあります。それゆえ、色盲だとして決して悲観することはありません。色盲者にできる仕事、例えば書記、英語や国語の教師などを自ら求めて職業戦線に乗り出すべきです。色盲者にとって一般に無難と思われる方面は学問の方から言っても、また職業の方から見ても数学、法律、経済、文学等にたくさん適する職業があります。

要は前に述べたような色盲に不適切な職業を避け、あなた自身の学業、身体、技能、家庭状況、職

業の好悪等を斟酌して適当と思われる職業を選択し、成功するまで根気よく努力することです。

(昭和 12 年 11 月 15 日)

問 色盲の弟の進む道

弟はただ今中学の二年ですが、最近になって私は弟の色盲（紅緑）であることに気づきました。家には財産はたくさんはありませんが、弟は将来中学教師か軍人になりたいと常に申しています。

学業成績はわりあいに良く、向学心に燃えて努力していますので、私も弟の唯一の希望をかなえてやりたいばかりに今日の日まで青春をよそに働いて参りました。親戚にも相当な者がいますから弟もせめてその希望を叶えてやって高等師範か士官学校へ入れて一人前の人間にしたいと願ったことも今はどうしてよいか分からなくなりました。憐れな姉と思し召して色盲の弟を進ますよき道をお教え下さい。
(茨城・悩める姉)

答 色の弁別を要せぬ職業

御手紙では、弟さんの色盲が遺伝によるものか、後天的のものであるかが明瞭ではありませんが、遺伝であれば現在の科学の力ではどうすることもできません。ただし色盲練習器で練習すれば、色そのものは分からないでも普通の人とほとんど同じように色を見分けることができるということです。

もし後天的の色盲であればその原因は神経中枢の損傷か、または疾病による場合かですが、これは時には治癒し得ることがあります。いずれのものか一応専門の眼科医の診察を乞われる必要があります。

さて、色盲、または色弱者の避けるべき職業は画家、信号手、運転手、船員、航空者、染色工、裁縫工、色物の商人、医師、細菌学者、化学者、小学教員等で、いやしくも色覚の色別を必要とする職業には不適當であります。往々自己の色盲に気づかず、不慮の災害を被る者がありますが、これは注意しなければならないことです。

上級の学校を目指して勉強し入学試験の体格検査の時、初めて色盲を知り方向転換をする者が往々ありますが、これも大いに考えなければならないことです。この意味において貴女の弟さんの色盲が早期に発見された事はむしろ喜ばしいことです。

貴女は弟さんが俸給者になることを御希望のようですが、色の弁別を要しない官吏、事務員、等が適當ではないかと思えます、しかし、これも弟さんの性格、趣味、その他の条件を考えて決定すべきです。弟さんの希望は軍人か、中等教員を望んで望んでいられるようですが、幼年学校、士官学校には色盲者は入学できない規則になっています。しかし、東京高等師範学校では文科第四部（地歴専攻）理科第二部（物理化学専攻）理科第三部（動植物専攻）以外の学科には入学できる規定になっています。

次に弟さんの色盲であることをお知らせになるには、早い方が結構でしょう。しかし弟さんが自己の色盲を知った時に性質の変化を来しはせぬかという御心配は成るほどと首肯できますが、色盲者は正常者に比して職業の範囲は限定されますけれども決して落胆すべきものではないことを十分納得の行くようにお話しになれば弟さんも了解し、自己の進むべき途について思考するようになりますから、大した御心配は要らないと思えます。もし多少自棄的な様子が現れたとしても、それは貴女の心からなる愛によって御指導なされれば解決でき得るものであると確信致します。

(昭和 13 年 6 月 16 日)

CMS Letter 日本色覚差別撤廃の会・会報 No. 33 2010 年 11 月 21 日 発行 発行人 石林紀四郎 編集・発行 日本色覚差別撤廃の会
